

裁判所の組織

裁判所組織の特徴

- 裁判（官）の独立（憲法76条3項）

→司法行政上の監督権の裁判への影響を排除
（裁判所法81条）

憲法上の要請を踏まえた組織運営が求められる。

司法行政作用

- 裁判作用を支える行政作用

- ① 人的・物的資源の確保と円滑な運用

- 総務・人事・会計機能

- ② 執務の質の確保・向上

- 指導監督・人材育成機能

司法行政作用

- ① 裁判作用に直接的な影響を与えない総務・人事・会計

- 上司の指揮監督権を通じて事務の適正と能率を確保

- ② 裁判作用と接点を有する訟廷事務・裁判部の執務

- 裁判の独立への配慮と質の確保・向上を両立

- ※ 訟廷事務は個別の裁判との接点は少なく、事務局の事務と類似

裁判部における司法行政

- 首席書記官（大法廷首席書記官等に関する規則3条4項）

 訟廷事務をつかさどる

 一般執務を指導監督する

- 首席家裁調査官（首席家裁調査官等に関する規則1条3項）

 一般執務と調査事務の指導監督

 関係行政機関等との連絡調整

総括という権限

所長（裁判所法29条2項，31条の5）

支部長（下級規3条2項）

部総括（下級規4条4項）

→共通の権限としての「総括」

「総括」とは何か

総括とは

- 事務を担当する複数の機関の存在
本庁：裁判官会議，事務局，訟廷，裁判部
支部：庶務課，（訟廷，）裁判部
部：裁判官，書記官，事務官等
- 独自の指揮監督権はなく，複数の機関のとりまとめの機能

総括とは

総括のためにすべきこと

- ①組織（内の各機関）の全体状況把握（実情把握）
- ②組織内の各機関の調整・助成（とりまとめ）

→組織としての機能を十分に発揮

→全体状況把握を前提に他の部署や機関と連携

裁判所の組織(支部編)

前提となる理解(支部の構造)

- 地家裁支部の設置(裁判所法31条1項, 31条の5)
- 一人支部長と支部長発令(下級規3条1項)
- 司法行政事務の委任(下級規20条1項, 法秩職員規則2条2項)
- 庶務課の設置(下級規24条2項)
→庶務課長の上司は本庁の事務局長(下級規24条8項)
- 書記官・速記官の部への配置(同10条の2第1項), みなし部の定め(同10条の2第2項)
- 部等への主任書記官の設置(大法廷首席書記官等に関する規則5条1項, 2項)
- 主任書記官による書記官の一般執務の指導監督(同5条3項)
- 主任家裁調査官の配置は裁判所又は支部(首席家庭裁判所調査官等に関する規則4条1項)
- 「組」という組織の存在(同4条2項)
- 主任家裁調査官による組に属する家裁調査官等に対する一般執務・調査事務の指導監督(同4条3項)

支部長の総括機能

- 実情把握

- ①各機関(庶務課, 訟廷, 裁判部)のそれぞれにおける司法行政作用が適切に行われているか

- ②各機関の連携が十分に行われているか

- 組織としての課題の発見

- とりまとめ

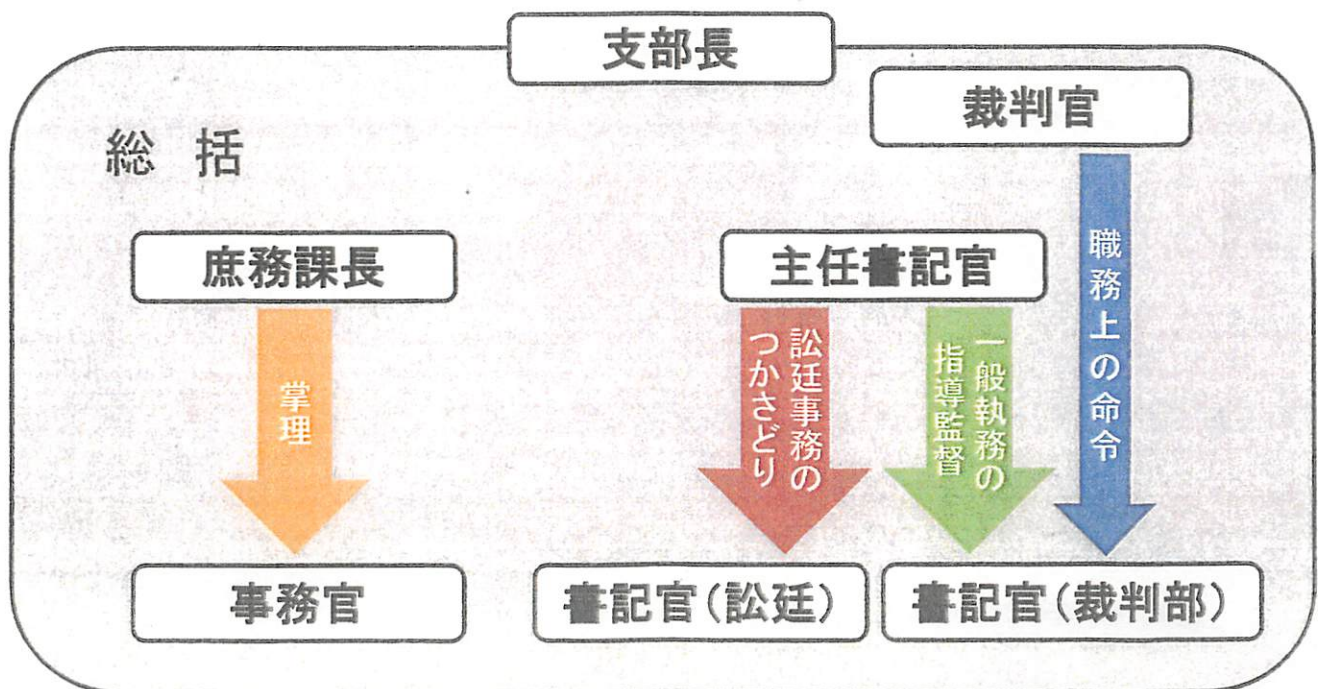
- ①機関内の課題解決の支援(課題の指摘や相談への対応)

- ②機関をまたがる調整(認識共有や解決方針の統一)

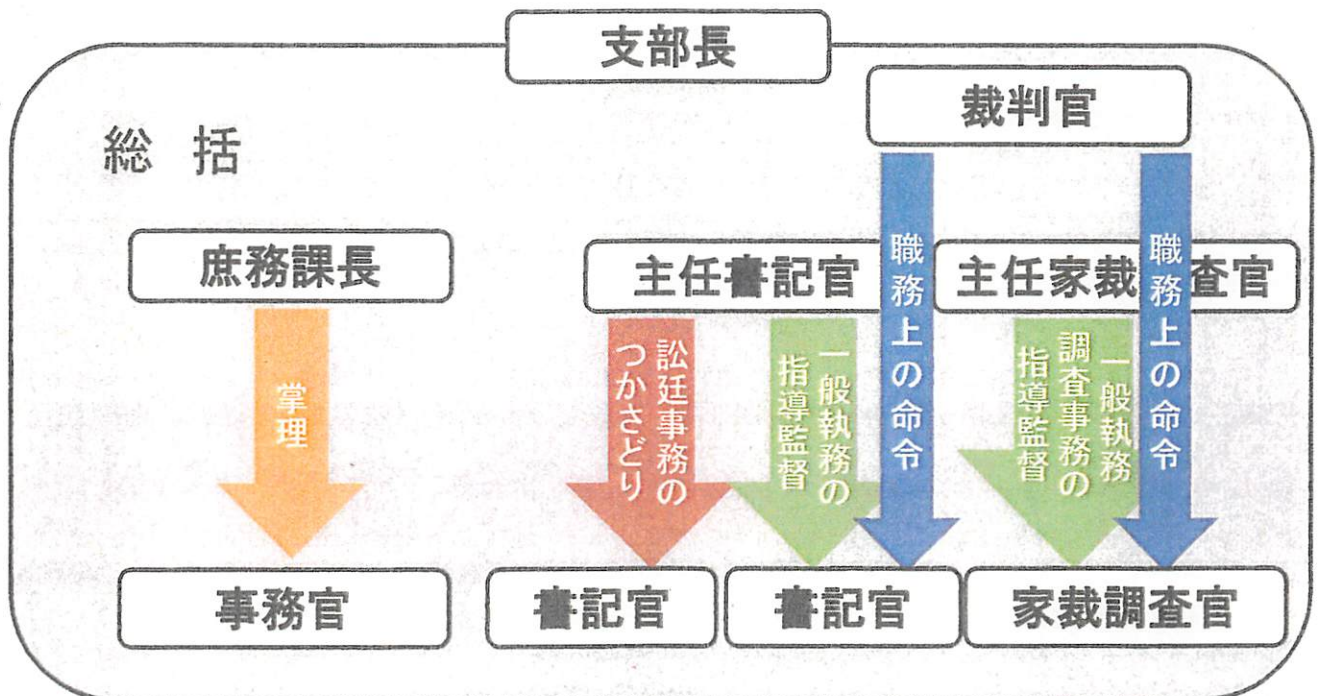
- 支部内の連携をはかり, 支部の機能を十分に発揮

- 支部の全体状況を把握して本庁と連携

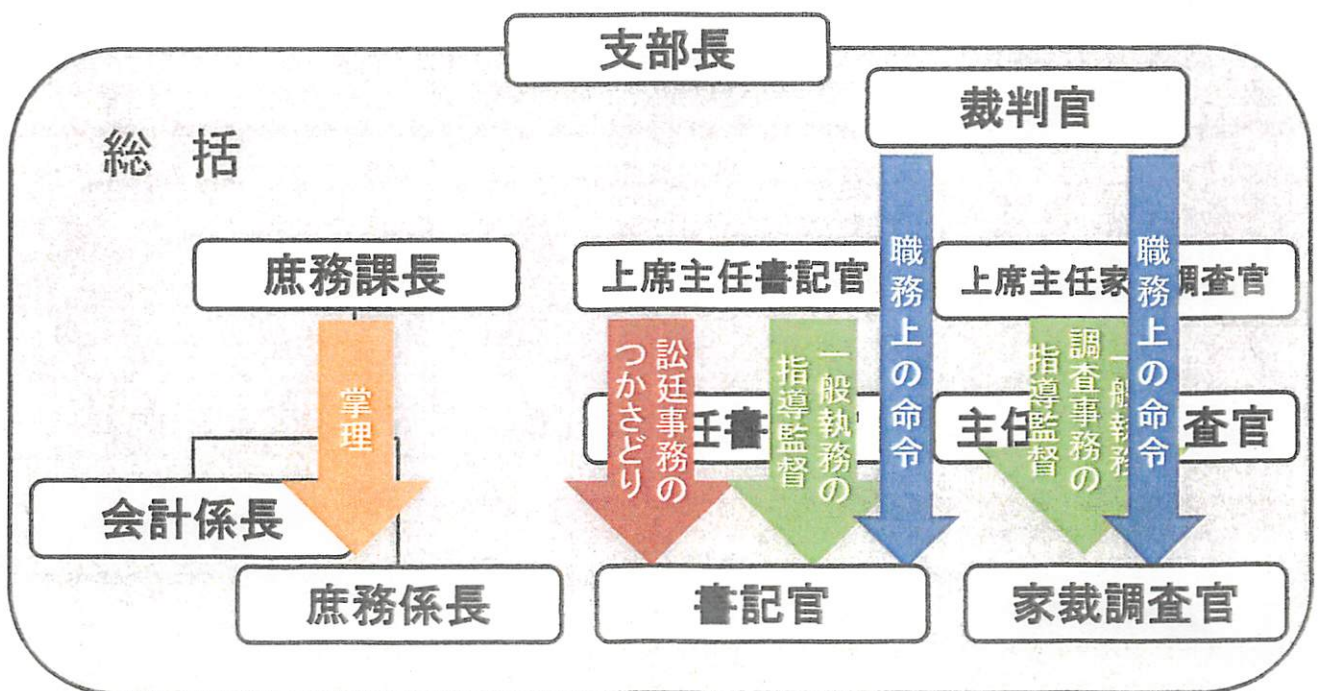
支部の組織(地裁)



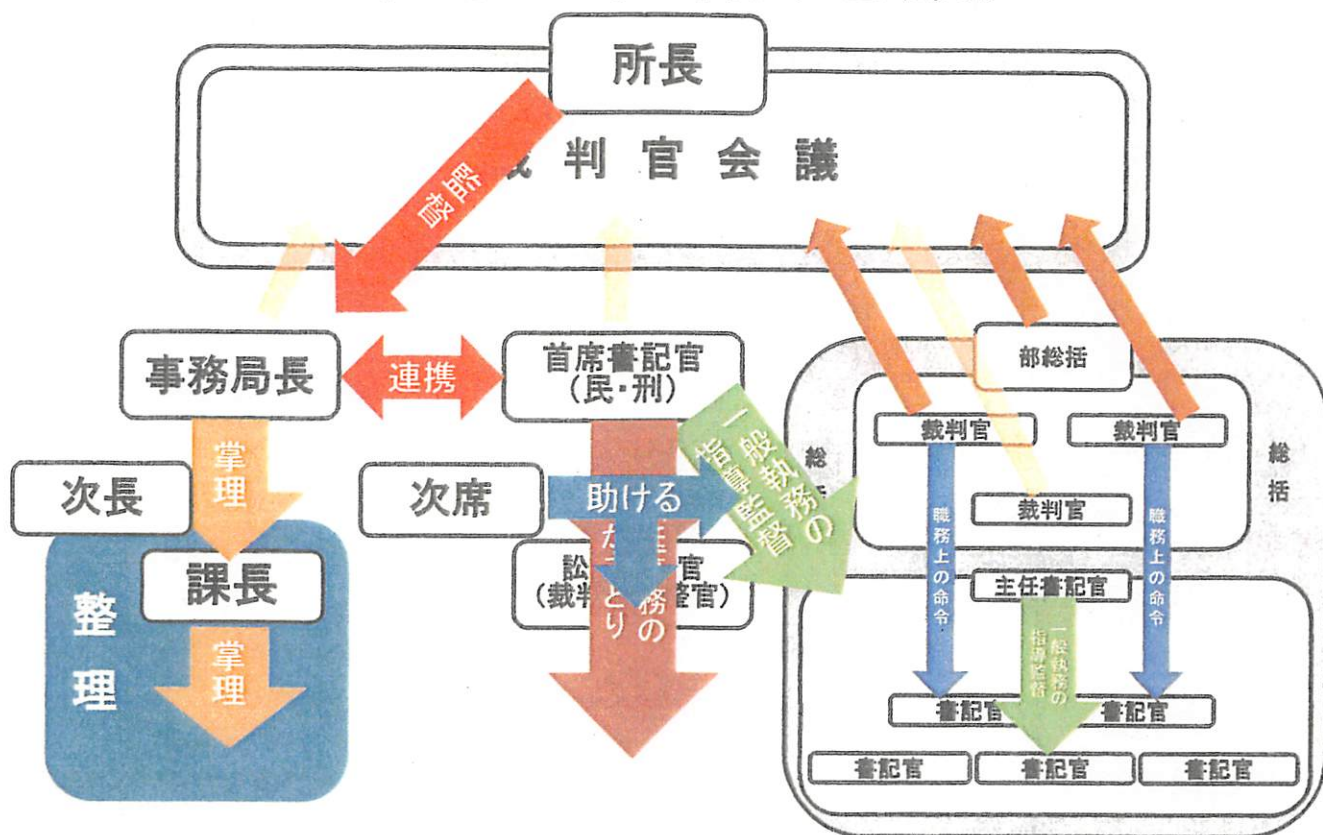
支部の組織(家裁)



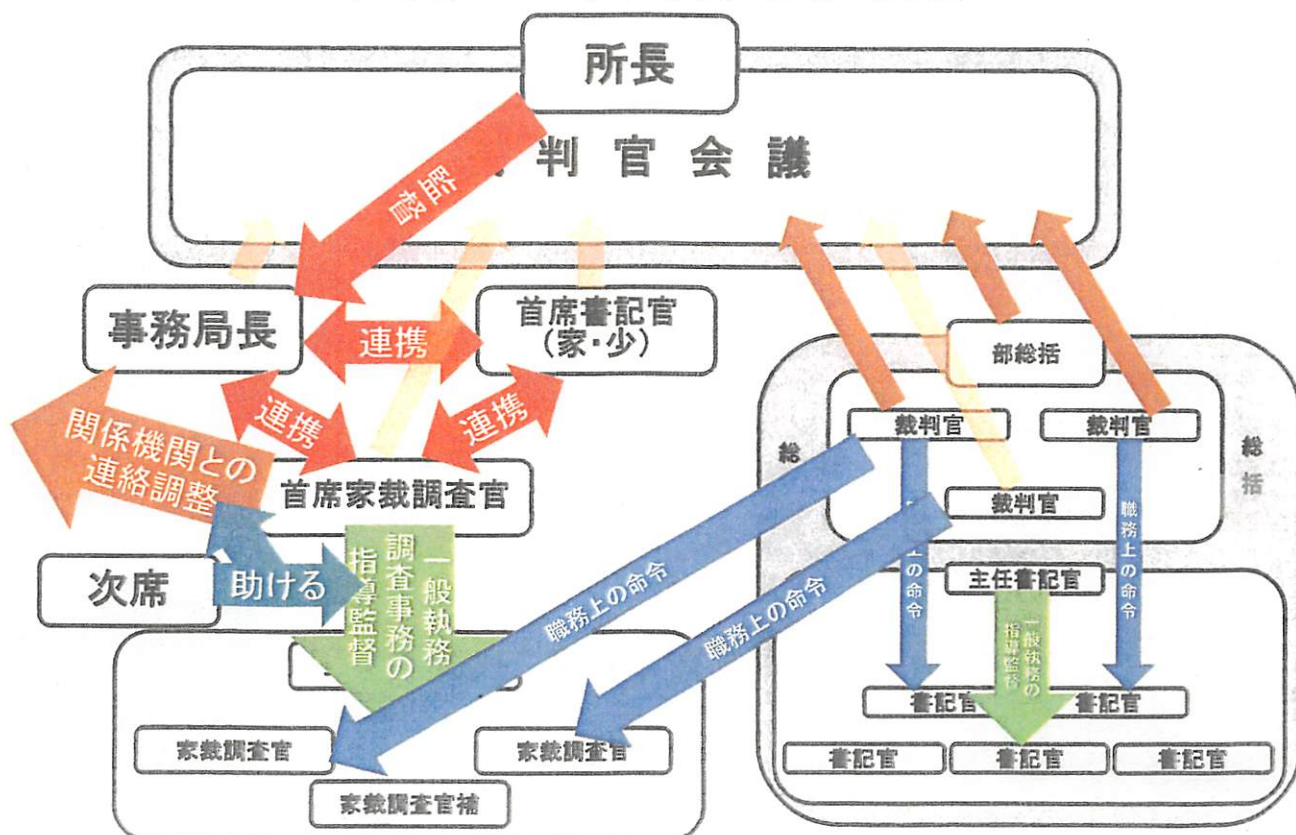
支部の組織(家裁)



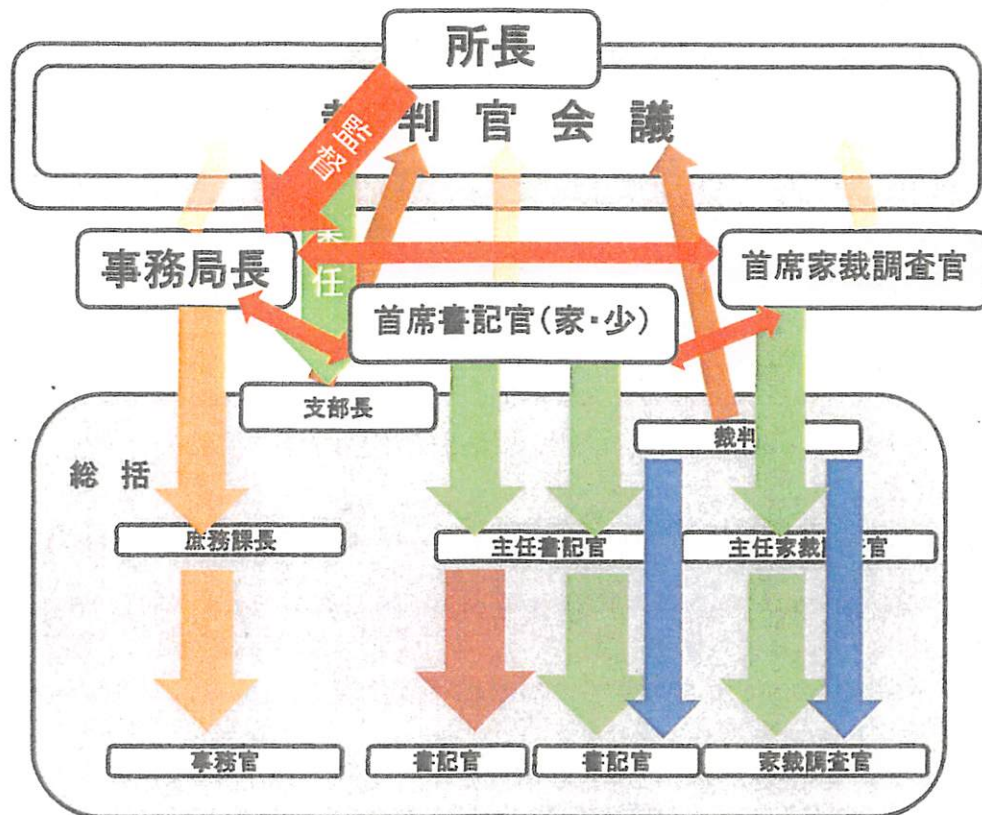
本庁の組織(地裁)



本庁の組織(家裁)



本庁と支部の関係(家裁)



まとめ

- ①支部の全体状況把握(実情把握)の対象
複数の機関(指揮命令や指導監督の系列)
- ②支部における調整・助成(とりまとめ)の方法
それぞれの系列の特徴に応じた調整・助成
- ③本庁・支部連携の第一歩
「力強い情報流通」
支部:系列の特徴を理解した情報流通
本庁:支部の構造を理解した情報流通